

わかりやすい  
版

# 障害者差別 解消法ができました

この法律は、障害のある人への  
差別をなくすことで、  
障害のある人もない人も共に生きる社会を  
つくることを目ざしています。

このリーフレットは、誰にでも  
わかりやすくなるよう、  
知的障害のある方などと共に  
はな話しあいながら作られたものです。

# こんなことで 困っていませんか？

障害があることで障害のない人たちとは  
違う扱いを受けて困った、  
自分の障害に合った必要な工夫や  
やり方をしてもらえなかったことはありませんか？

災害時の避難所で、  
聴覚障害のある人がいると  
管理者に伝えたのに、  
必要な情報が音声でしか  
伝えられなかった。



アパートの契約をするとき、  
「私には障害があります」と伝えると、  
障害があることを理由に  
アパートを貸してくれなかった。

スポーツクラブや  
習い事の教室などで  
障害があることを理由に、  
入会を断られた。



やくしょかいぎよ  
役所の会議に呼ばれたので、  
わかりやすく  
説明してくれる人が  
必要だと伝えていたが、  
用意してもらえなかつた。

みんなの声を受けて、  
障害者差別解消法ができました。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
障害者差別解消法では、  
ふとうさべつてきとりあつか  
「不当な差別的取扱い」と  
ごうりてきはいりよ  
「合理的配慮をしないこと」  
さべつ  
が、差別になります。

### 「不当な差別的取扱い」

たとえば、「障害がある」という理由だけで  
スポーツクラブに入れないこと、  
アパートを貸してもらえないこと、  
車いすだからといってお店に入れないことなどは、  
障害のない人と違う扱いを受けているので、  
「不当な差別的取扱い」であると考えられます。  
ただし、他に方法がない場合などは、  
「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

### 「合理的配慮をしないこと」

ちょうかくしょがい  
聴覚障害のある人に声だけで話す、  
し かくしょがい  
視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、  
ち てきしょがい  
知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、  
し ょ う が い  
障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、  
し ょ う が い  
障害のある人には情報を伝えないことになります。  
し ょ う が い  
障害のある人が困っている時にその人の障害に合った  
ひつようくふう  
必要な工夫ややり方を相手に伝えて、  
あいて  
それを相手にしてもらうことを合理的配慮といいます。  
し ょ う が いしゃ  
障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、  
し ょ う が い  
障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も  
さべつ  
差別となります。

### 役所と会社・お店などではちょっと違う

ふとう  
不当な差別的取扱いをすることは、  
やくしょ  
役所も会社・お店などを禁止されます。  
やくしょ  
役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。  
しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らない  
どりよく  
ようにできるだけ努力することになっています。

役所	会社・お店など
ふとう 不当な差別的 とりあつか 取扱い	しては いけない
ごうりてきはいりよ 合理的配慮	しなければ ならない
	するよう どりよく 努力

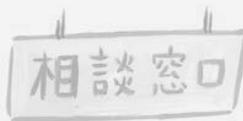
ただし、合理的配慮のために、例えば、  
かね  
お金がかかりすぎたりすることもあります。  
はあいほかくふう  
その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。

しつもん  
質問と  
こた  
答え

# いやなことや困ったことが 起こった時には？

しつもん  
質問  
1 しょうがい  
障害のことで差別されたら、  
まずどうしたらいいのですか？

こた  
答え やくしょ そうだん うつ  
役所に相談を受け付けてくれる  
まどぐち まどぐち そうだん  
窓口があるので、その窓口で相談してください。  
かいけつ はい  
そこで解決できない場合は、  
ほか そうちなんまどぐち おし  
他の相談窓口を教えてくれます。



しつもん  
質問  
2 さべつ  
差別した会社・お店などは、  
どうなるのですか？

こた  
答え かいしゃ みせ ばい  
会社・お店などの場合は、  
じょうがい ひと たいおう  
障害のある人にどんな対応をしたか  
やくしょ ほうこく もと  
役所に報告するように求められたり、  
さべつ ちゅうい  
差別をしないように注意をされることがあります。

しつもん  
質問  
3 きんじょ ひと さべつとき  
近所の人から差別的なことを  
い ひと  
言わされました。その人は  
ばつ う  
罰を受けないのでしょうか。

こた  
答え じょうがい ひと きんし  
障害者差別解消法が禁止しているのは、  
やくしょ かいしゃ みせ さべつ  
役所や会社・お店などによる差別です。  
ほうこう ひとり  
この法律が、一人ひとりのすることや  
かんがえ ばつ  
を考え罰することはありません。  
じょうがい ひと さべつ  
障害のある人への差別がなくなるよう、  
くに とどう ふけん しちょうそん じょうがい じょうがい  
国や都道府県または市町村は、障害や障害の  
ひと こくみん りかい ふか  
ある人について、国民が理解を深められるような  
とりくみ 取組をしなければなりません。

しつもん  
質問  
4 ほうりつ  
この法律はいつから  
スタートするのですか？

こた  
答え へいせい ねん がつ はじ  
平成28(2016)年4月から始まります。

